

平成 28 年 3 月 11 日

国家試験に合格した EPA 看護師・介護福祉士候補者が EPA 看護師・介護福祉士として就労する際の手続きについて

公益社団法人 国際厚生事業団
受入支援部

1. はじめに

経済連携協定(EPA)に基づき来日した EPA 候補者が、看護師国家試験または介護福祉士国家試験に合格し、引き続き、EPA 看護師・介護福祉士として就労する場合には、以下の手続きが必要となります。

- (1) 免許証・登録証の申請と取得
- (2) 雇用契約書の作成
- (3) 在留資格変更許可申請
- (4) 雇用契約書写し等の JICWELS への提出

各受入れ施設におかれましては、お手数ではございますが、以下の「各種手続きについて」をご一読の上、諸手続きのご支援、ご対応の程、お願い申し上げます。

2. 各種手続き

(1) 免許証・登録証の申請と取得

EPA 看護師・介護福祉士の各資格証(免許証又は登録証)申請の手続きは日本人の場合と同様です。

以下のとおり、手続きをお願い致します。ご不明な点等ございましたら、各申請先窓口へご相談ください。

1) 看護師免許証

以下①～④の必要書類をご持参の上、住所地の保健所窓口(一部の県については県庁)にて、申請を行ってください。看護師免許証の交付は、申請から、通常 2～3 か月です。

※例年、3 月から 4 月に免許申請の場合、看護師籍登録までに日数を要します。在留期限が迫っている EPA 看護師候補者は、看護師国家試験の合格発表後、速やかに、免許申請を行ってください。

① 看護師免許申請書

保健所の窓口で入手、または電子政府の総合窓口ホームページの「保健師、助産師、看護師の免許申請手続」よりダウンロードして記入。電子政府の総合窓口：<http://www.e-gov.go.jp/index.html>

※登録免許税として収入印紙 9000 円分を所定欄へ貼付。

② 診断書

免許申請書に添付の所定の用紙を使用すること。発行日より 1 か月以内のもの。

③ 住民票の写し(「個人番号」が記載されていないものに限る)

発行日より 6 か月以内のもの。住民登録をしている市区町村窓口にて申請・交付。※コピー不可
(※短期在留者は、『旅券その他身分を証する書類の写し』)

④ 看護師籍登録済証明書用はがき

（通常はがきでも可であるが、出来るだけ所定の登録済証明書を使用すること）

表面に受取人住所・氏名、裏面に氏名を記入。

※52円切手または332円切手（速達希望の場合）貼付。

※看護師免許証の交付までに『在留資格変更許可申請』を行う場合は、上記④により返信された『看護師籍登録済証明書』の写しをご使用ください。

＜お問い合わせ＞

- 各住所地の保健所、都道府県衛生主管部局の看護師免許担当
- 厚生労働省医政局医事課試験免許登録係 TEL:03-5253-1111(内線:2577)

2) 介護福祉士登録証

①～③を簡易書留にて、社会福祉振興・試験センターへご送付ください。登録証が交付されるまでの期間について、登録が集中する3～5月は最長で1ヶ月半程度かかります（その他の期間は1ヶ月程度かかります）。

① 登録申請書

合格証書に同封されているものに記入。※登録免許税として収入印紙9,000円分を所定欄へ貼付。

② 登録手数料振替払込受付証明書

貼付用紙に、登録手数料として3,320円が払い込まれたことを証する印のある「振替払込受付証明書」の原本を貼付。

③ 国籍等の記載のある住民票

住民登録をしている市区町村窓口にて申請・交付。

＜お問い合わせ＞

公益財団法人社会福祉振興・試験センター 登録部

住所：〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号

TEL:03-3486-7511

(2)雇用契約書の作成

現在の雇用契約書を変更するか、新たに雇用契約書を作成する必要があります。契約書の書式は、通常、日本人職員と取り交わしている既定のひな形をご使用いただいて構いません。参考までに、雇用契約書ひな形を、JICWELS ホームページにて、掲載しております。なお、ひな形には、送り出し調整機関と JICWELS の署名欄がありますが、この場合、署名は不要です。

※EPA 看護師・介護福祉士の就労については、居宅においてサービスを提供する業務に従事できない等の条件がございます。詳しくは、別紙「EPA 看護師・介護福祉士の受入れ機関の要件について」をご参照ください。

(3)在留資格変更許可申請

引き続き就労する場合、日本で行う活動が看護師または介護福祉士となることから、在留資格の変更の許可を受ける必要があります。

在留資格の変更の申請は、以下①～⑥の必要書類等をご持参の上、住居地を管轄する地方入国管理官署にて行います。許可される在留資格は「特定活動(EPA 看護師または介護福祉士)」となります。EPA 看護師・介護福祉士には、最長で3年間の在留期間が与えられ、その後は、与えられた在留期限までに、更新が必要となります。

1)資格取得前と同じ病院・施設で就労する場合

①在留資格変更許可申請書

地方入局管理局窓口、または法務省ホームページよりダウンロードして、記入。

法務省ホームページ <http://www.moj.go.jp/content/000103512.xls>

②写真(縦 4cm × 横 3cm) 1葉

写真の裏面に氏名を記載し、申請書に貼付。

※申請前3か月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの。

③パスポート及び在留カード…申請時に提示。

④雇用契約書の写し

上記3. で作成した、活動の内容・期間・地位及び報酬等が記載されているもの。

※雇用契約の開始日は、「在留資格変更が許可された日」としてください。

⑤住民税の課税(または非課税)証明書及び納税証明書

1年間の総所得及び納税状況が記載されたもの。

⑥ **看護師**: 『看護師免許証』の写し、または『看護師籍登録済証明書』の写し

※『看護師国家試験成績等通知書』では申請を行うことはできません。

介護福祉士: 『介護福祉士登録証』の写し

※申請時に『介護福祉士登録証』がない場合は、『介護福祉士国家試験合格証書』を提出してください。後日、交付された『介護福祉士登録証』の写しを地方入国管理官署にお持ちいただることで、在留許可がなされます。

2) 資格取得後に就労先を変更する場合

EPA 看護師・介護福祉士が就労先を変更する場合には、同一法人内での異動も含め、地方入国管理官署において在留資格変更の許可を得る必要があります。在留資格に係る指定書で指定された就労先以外には、就労させることはできません。その際は、上記①～⑥の書類のほかに以下⑦～⑨の書類が必要となります。このほか、申請後に審査の過程において、追加の資料を求められる場合もございます。あらかじめご了承ください。

- ⑦受入れ機関の法人登記簿謄本及び決算報告書
- ⑧受入れ施設のパンフレット、案内等
- ⑨日本人と同等以上の報酬額を支払うことを証明する資料(例:雇用契約書・労働条件通知書)

(4) JICWELS への提出書類

在留資格変更許可を受けた後は JICWELS に、速やかに以下の書類をメールにてご提出ください。

- ①上記3. で作成した『雇用契約書』の写し
- ②上記4. で交付された『在留カード』の写し
- ③(就労先を変更した場合)【JICWELS 様式 4】在留資格変更報告書

公益社団法人 国際厚生事業団 受入支援部

E メール : shien-assen@jicwels.or.jp

TEL : 03-6206-1138

3. Q&A

Q1. EPA 候補者が、「看護師」、「介護福祉士」となるのはいつからですか？

A1. 看護師 看護師籍へ登録を受けた時点で看護師となります。

ただし、在留資格変更許可を受けるまでは、看護師としての業務に従事することはできませんのでご留意ください。

介護福祉士 介護福祉士登録証に記載された登録年月日から介護福祉士となります。EPA 介護福祉士は、資格取得後、速やかに、在留資格変更許可を受ける必要があります。

Q2. EPA 候補者が現在就労中の病院・介護施設を退職し、母国に帰国します。日本で看護師免許証・介護福祉士登録証の発行手続きを済ませてから帰国し、母国にて免許証・登録証を受取ることはできますか？

A2. **看護師** 母国への免許証の発送は行っておりません。

介護福祉士 登録証は同封されている「登録申請書」に記入した住所宛に、社会福祉振興・試験センターより送付されます。国外の郵送へも対応していますので、母国への送付を希望する場合には、登録申請書の住所欄に母国の住所を記入してください。

Q3. 雇用契約の内容の変更をしたら、いつから適用すればよいですか？

A3. 雇用主の下で就労している EPA 看護師・介護福祉士の労働条件を考慮した、有資格者にふさわしい労働条件で就労させ、同様の職務に従事する日本人と比較し、同等額以上の報酬を支払わなければなりません。ただし、雇用契約書に記載する業務の内容は、どの程度具体的に記載しているか等によって、修正を要するかどうかは異なります。

※注意

看護師 特定活動(EPA 看護師候補者)から特定活動(EPA 看護師)への在留資格変更許可を受けるまでは、看護師としての業務に従事することはできません。

介護福祉士 有資格者としての登録を受ける前に、介護福祉士の資格を有する者を登用している区分へ昇格・昇給することは、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に反することにはなりません。ただし、介護福祉士登録簿に登録されるまでは、同法の規定により、介護福祉士という名称を使用することはできません。

Q4. いつから介護保険制度や障害者自立支援制度上の介護福祉士として扱えますか？

（報酬の加算ができるでしょうか？）

A4. 介護福祉士国家試験に合格した月の翌月から可能です。これは、EPA 介護福祉士への在留資格の変更許可の時点とは関係ありません。

❖ 参考資料

JICWELS ホームページ (<http://jicwels.or.jp/>) よりダウンロードし、ご利用ください。

- 雇用契約書ひな形参考例

＜お問い合わせ＞

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-3-20 虎ノ門 YHK ビル 4 階

公益社団法人 国際厚生事業団 受入支援部

TEL : 03-6206-1138 FAX : 03-6206-1165

(別紙)

EPA 看護師・介護福祉士の受入れ機関の要件について

EPA 看護師・介護福祉士を雇用する受入れ機関には、資格取得後であっても、次のとおり一定の条件が付されます。

<EPA 看護師受入れの要件>

- 1 施設を設立している受入れ機関が、当該施設で就労する EPA 看護師を、利用者の居宅においてサービスを提供する業務に従事させないこと。
- 2 受入れ機関(社会福祉法人等)が、過去 3 年間に、経済連携協定等の枠組みによる看護師(候補者)・介護福祉士(候補者)の受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがないこと。また、過去 3 年間に、外国人の就労に係る不正行為を行ったことがないこと。
- 3 JICWELS を通じて、地方入国管理官署や厚生労働省に対して、所要の定期報告と随時報告を行うこと。
- 4 JICWELS による巡回訪問について必要な協力を行うこと。
- 5 雇用契約に基づいて、日本人が従事する場合に受けける報酬と同等額以上の報酬を EPA 看護師に支払うこととしていること。
- 6 EPA 看護師が就労する受入れ施設が、次に掲げる施設であること。
 - ①児童福祉法に規定する知的障害児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設又は情緒障害児短期治療施設
 - ②医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に規定する病院、診療所又は助産所
 - ③老人福祉法に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム
 - ④介護保険法に規定する介護老人保健施設
 - ⑤その他医療等を提供する施設

<EPA 介護福祉士受入れの要件>

- 1 当該施設で就労する EPA 介護福祉士を、利用者の居宅においてサービスを提供する業務に従事させないと。
- 2 過去 3 年間に、経済連携協定等の枠組みによる看護師(候補者)・介護福祉士(候補者)の受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがないこと。また、過去 3 年間に、外国人の就労に係る不正行為を行ったことがないこと。
- 3 JICWELS を通じて、地方入国管理官署や厚生労働省に対して、所要の定期報告と随時報告を行うこと。
- 4 JICWELS による巡回訪問について必要な協力を行うこと。
- 5 雇用契約に基づいて、日本人が従事する場合に受けける報酬と同等額以上の報酬を EPA 介護福祉士に支払うこととしていること。
- 6 EPA 介護福祉士が就労する施設が、厚生労働省告示の別表 1、2 又は 4 に掲げる施設であること。

<厚生労働省告示 別表第一>

- 一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に規定する障害児入所施設
- 二 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)に規定する救護施設又は更生施設
- 三 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム
- 四 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)に規定する介護老人保健施設又は指定介護療養型医療施設
- 五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設又は福祉ホーム

<厚生労働省告示 別表第二>

- 一 児童福祉法に規定する児童発達支援を行う施設
- 二 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター又は老人短期入所施設
- 三 介護保険法に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する通所介護、短期入所生活介護、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護、同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護、同法に規定する基準該当居宅サービスに該当する通所介護若しくは短期入所生活介護、同法に規定する基準該当介護予防サービスに該当する介護予防通所介護若しくは介護予防短期入所生活介護、同法に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法に規定する認知症対応型通所介護若しくは認知症対応型共同生活介護又は同法に規定する指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防認知症対応型通所介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設(老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く。)
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業のうち短期入所、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援若しくは同法第七十七条第一項第四号の事業に相当する事業を行う施設又は地域活動支援センター
- 五 その他第一号から前号までに類する通所サービスを提供する施設

<厚生労働省告示 別表第四>

- 一 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)に規定する被災労働者の受ける介護の援護を図るために必要な事業に係る施設であって、年金たる保険給付を受給しており、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者を入所させ、当該者に対し必要な介護を提供するもの
- 二 医療法に規定する療養病床により構成される病棟又は診療所
- 三 老人福祉法に規定する軽費老人ホーム又は有料老人ホーム
- 四 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成十三年法律第六十三号)に規定する国内ハンセン病療養所
- 五 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第百六十七号)の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
- 六 その他入所又は通所サービスを提供する施設